

長柄町奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長柄町における若者の人口減少対策及び産業の担い手確保に資するため、奨学金の返還者の経済的負担を軽減することにより町内への定住を促すことを目的とし、奨学金の返還者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は専門職大学をいう。
- (2) 就業 期間の定めのない労働契約を締結している者又は継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約を締結している者が、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。）として就業をしていることをいう。
- (3) 起業 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業等の届出」という。）を行い、町内で新たな事業を開始すること。
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立して事業を行うこと。
 - ウ 開業の届出を行い、事業を営んでいる個人又は法人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新分野の事業を開始すること。

(助成対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- (2) その他町長が認める貸与型奨学金

2 複数の奨学金について返還を予定し又は返還している場合は、そのうち一つのみを助成対象とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号から第7号までのいずれにも該当し、かつ、第8号から第10号までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学等在学中に前条に規定する奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還する者
- (2) 町の住民基本台帳に記録がある者
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の末日において、40歳未満の者

- (4) 令和5年4月1日以降に奨学金の返還を始める者
- (5) 町税の滞納がない者
- (6) 奨学金の返還に関し他の制度による助成等を受けていない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同条第2号に規定する暴力団の関係者でない者
- (8) 就業をしている者
- (9) 起業をしている者
- (10) 個人で農業又は漁業を営む者又はその事業専従者（所得税法第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

（対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、交付対象者が返還する奨学金とする。ただし、繰上返還をした場合の当該繰上返還をした奨学金の額は、対象経費に含まないものとし、返還計画を変更する場合（返還免除、減額返還を行う場合等を含む。）は、変更後の返還額を対象とする。

- 2 補助金の交付について、年度交付を選択した者は、申請日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において返還した額を対象経費とする。毎月交付を選択した者は、申請日の属する月の前月に返還した額を対象経費とする。

（補助率等）

第6条 補助率は、対象経費の3分の2以内とし、1月につき1万円（1年度につき12万円）を限度とする。

- 2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第7条 補助金の交付の対象となる期間（以下、補助対象期間という。）は、交付対象者が就職（雇用契約を締結）をした日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して15年間（180月）を上限に、当該補助金の返還が完了するまでの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が第4条各号の要件を満たさなくなったときは、当該月をもって対象期間は終了するものとする。ただし、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により離職し該当しなくなった場合であって、当該離職した日から3月を経過した日までの間に新たに労働契約を締結し就労したときは、この限りでない。

- 3 申請日より以前に補助金の返還を開始している場合について、遡って補助金を交付することはできないものとする。

（補助対象者の認定等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、長柄町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、認定を受けなければならない。ただし、第1号に規定する書類は、2回

目以降の申請時には省略することができる。

- (1) 大学等が発行する在学又は卒業を証明する書類
 - (2) 奨学金の借入額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類
 - (3) 個人情報確認同意書（様式第2号）
 - (4) 就労証明書（様式第3号）
 - (5) 奨学金の返還済額を証する書類（毎月交付を選択した方のみ）
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助対象期間中に第4条第2号、第8号、又は第9号に規定する要件を満たさなくなったことにより、補助金の交付を受けることができなくなった者が、新たに同条各号の要件を満たし交付対象者となった場合は、当該補助対象期間の上限から既に交付を受けた補助金の交付期間を除く残期間について、再度補助金の交付を申請することができる。
- 3 町長は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、長柄町奨学金返還支援事業補助金交付決定通知兼額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第9条 町長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず必要があると認めるときは調査を行い、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（認定申請事項の変更及び承認）

第10条 第8条の規定による認定の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長柄町奨学金返還支援事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第5号）及び町長が必要と認める書類
 - (2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき 長柄町奨学金返還支援事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第5号）及び町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、長柄町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定変更・中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 第8条第3項及び前条第2項の認定の通知を受けた申請者（以下「認定者」という。）は、速やかに長柄町奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、認定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認める行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。